

6 平成20年12月4日付け監査委員告示第11号公表分

(1) スポーツ・文化振興室

ア スポーツ振興課

(ア) 市営駐車場回数駐車券の配付について

監査の結果	同課が購入した市営駐車場回数駐車券を、同課が所管する各団体の理事会等に出席した役員に配付していたが、各団体の固有の会議の経費は、当該団体が支弁されるべきであることから、その配付について見直されたい。
措置の内容	各団体で必要な駐車券は、当該団体で購入するよう指導した。

(イ) 行政財産使用料の調定等について

監査の結果	行政財産の使用を許可した場合は、津市財産に関する条例第6条の定めるところにより、使用料を徴収しなければならないが、運動施設に係る使用許可について、当該使用料の調定及び納入の通知をしていなかったことから、行政財産の使用料の徴収に当たっては、遅滞なくこれを調定の上、納入の通知をされたい。
措置の内容	平成21年度の行政財産使用料については、行政財産の使用に応じて使用料を徴収するため、同条の定めるところにより、調定し、納入通知を行った。

(ウ) 団体事務の関与の見直しについて

監査の結果	同課の職員は、スポーツ関係団体の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、各団体の自主・自立性を損なうおそれがあり、また、職員の職務専念義務をはじめ、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、各団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。
措置の内容	団体事務の関与が必要最小限となるよう、スポーツ関係団体に所要の指導をしており、津市体育協会においては、同協会に事務長が設置された。

(エ) 学校体育施設開放事業について

監査の結果	<p>学校体育施設開放事業は、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民のスポーツ活動の利用に供することを目的としており、津市市長及び教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行に伴い、平成20年度から市長部局であるスポーツ・文化振興室（スポーツ振興課）が所管している。</p> <p>その主な業務は、教育委員会が制定する津市学校体育施設の開放に関する規則に基づき各学校に設置される「学校体育施設利用運営委員会」に委託し、事実上は同規則の定めるところにより運用しているが、同条例の規定に照らし、学校教育における学校体育施設の管理に係る職務権限は、教育委員会に属すると解するのが相当であり、学校体育施設の目的外使用とも言える開放事業に係る職務について、特に市長の権限とするのは、合理的でなく、かつ、学校体育施設という教育財産の職務権限と責任の所在があいまいとなるおそれが懸念される。</p> <p>以上のことから、学校体育施設開放事業のより円滑な実施を図るため、総務部、教育委員会事務局と協議の上、同事業の職務権限と責任の所在を整理するなど、同事業の在り方について検討されたい。</p>
措置の内容	<p>教育委員会の教育財産に係る職務権限と責任の所在を明確にするため、学校体育施設開放事業を教育委員会事務局（生涯学習課）に移管した。</p>

イ 文化振興課

監査の結果	<p>平成19年度津市美術展覧会事業及び津市青少年文化芸術祭事業について、実行委員会及び自主運営委員会に委託しているが、出納簿を確認すると、事業終了後の年度末に約24万円及び約15万円の備品をそれぞれ購入されたことにより、収支差額はいずれもゼロとなっていた。これらの委託料は、本来、当該年度の事業実施に必要な経費に充てられるべきであることから、適正に予算執行を行うよう指導するとともに、これらの委員会は、本市の委託事業を実施する目的で設立されたことを踏まえ、仮に収支差額が生じた場合、内部留保されないよう精算方式の導入を検討されたい。</p>
措置の内容	<p>当該事業の実行委員会及び自主運営委員会に対し、適正に予</p>

	算執行を行うとともに、当該年度に収支差額が生じた場合は、これを精算するよう指導した。
--	--

ウ リージョンプラザ

監査の結果	行政財産使用料の納入通知について、平成19年度に歳入すべき使用料の納入通知書を平成20年4月15日付けで送付していたことから、歳入すべき年度内に送付されたい。
措置の内容	平成20年度に歳入すべき行政財産使用料の納入については、平成21年3月18日に納入通知書を送付した。

(2) 健康福祉部

ア こども総合支援室

監査の結果	子育て支援ショートステイ事業について、ショートステイ利用料の滞納繰越分10万3,000円(保護者4人分)について、平成20年10月10日現在、納付されていなかったことから、必要に応じて、時効中断措置等の法的措置を講じられたい。
措置の内容	国外に転出した者を除く3人の保護者に対し、納付を催告した結果、1人は当該利用料の全額を納付し、1人は分割納付を誓約した上、これを履行している。

イ 高齢福祉課

監査の結果	(社)津市シルバー人材センターの活用について、同課が起案した契約方法の特例的な取扱いをする旨の市長決裁により、各部局では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結する事例が多く見られるが、同項第3号は、シルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約等は、随意契約できる旨定めていることから、同号に基づく規則を制定しないまま、市長決裁に基づく随意契約を締結することは、妥当を欠くおそれが懸念されるため、同規則の制定に向けた取組を早急に進められたい。
措置の内容	平成21年3月31日に、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく「津市シルバー人材センターからの役務の提供に関する要綱」を制定し、同年4月1日から施行した。

ウ 保険年金課

監査の結果	<p>国民健康保険料及び国民健康保険税の平成20年8月末日現在の滞納繰越分の未収金総額は23億円を超えていることから、被保険者間の公平性を確保する上で、抜本的な未収金対策は避けられない状況にあり、限られた職員数の中で十分な徴収体制を構築するために、各総合支所（福祉担当）との連携を一層強化し、悪質な滞納者に対する差押処分等の措置を含め、未収金の解消に努められたい。</p>
措置の内容	<p>平成20年度未収金対策について、平成21年5月を特別徴収月間とし、訪問徴収を実施した。</p> <p>総合支所との連携については、平成21年7月に平成21年度訪問徴収計画を策定し、同年8月に総合支所及び当課が時期を合わせて、それぞれ訪問徴収等を実施した。</p> <p>滞納処分については、平成20年度に差押を1件実施した。</p>

(3) 都市計画部

ア 交通政策課

監査の結果	<p>空港島ターミナルに係る行政財産の使用許可書第8条は、あらかじめ文書により本市の承諾を得た場合は第三者に転貸することができることと定め、当該行政財産の一部の転貸申請を承諾しているが、地方自治法第238条の4第7項の許可を受けた者が第三者に当該行政財産の全部又は一部を転貸することはできないと解されることから、所要の措置を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>平成21年度の使用許可において、当該行政財産の転貸に関するただし書を削除した。</p>

(4) 下水道部

ア 下水道施設課

監査の結果	<p>津市南部産業廃棄物最終処分場水質保全協議会負担金の負担の在り方について、同負担金は、本市と1漁業協同組合関係者をもって組織される同協議会の運営経費に充てられており、平成19年11月14日、同月15日に同協議会が実施された福井県鯖江市への一般廃棄物最終処分場等視察研修の実績を見たところ、当該研修費には、飲食費や観光費など視察研修に直接関係のない経費が含まれていた。同協議会は、当該研修の参加者負担金を徴収されていないことから、これらの経費も全</p>
-------	--

	額公費（本市負担金）が充てられたことになるが、このような公費負担は、市民の理解を得られないものであり、負担の在り方について見直されたい。
措置の内容	同協議会は、平成21年11月12日の総会で解散を決議し、当該負担金は平成20年度をもって廃止した。

(5) 水道局

ア 水道総務課

監査の結果	たな卸資産の取扱いについて、たな卸資産が陳腐化、減耗等により不良品等となった場合、当該資産減耗費を翌年度予算に計上し執行していたが、本来、不良品等を発見した年度内に資産減耗費として処理すべきであることから、これを是正されたい。
措置の内容	平成20年度の実地たな卸において発見した不良品等は、当該年度に資産減耗費として処理した。

(6) 市立学校（東橋内中学校・敬和小学校・白塚小学校）

監査の結果	毒物・劇物の管理状況について、管理記録簿の記載内容が不明確であったので、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	各学校において、文部省初等中等教育局長（当時）通知の点検項目を参考に、新しい管理記録簿を整備し、使用量等を明確に記載した。